

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
解析用計算装置の保守等 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54	令和5年4月3日	伊藤忠テクノソリューションズ(株) 東京都千代田区霞が関3-2-5	2010001010788	本件を実施するためには、解析用計算装置のハードウェア設計に関する知識及び整備技術を有していることが必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項)	8,835,706	8,835,706	100.00%					
数値解析ソフトウェアのライセンス更新 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54	令和5年4月3日	ビジュアルテクノロジー(株) 東京都台東区柳橋2-1-10	701050129126	本件を実施するためには、数値解析ソフトウェア(ANSYS製LS-DYNA1コア)のライセンス更新権限及び技術的知識を有していることが必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項)	1,878,800	1,878,800	100.00%					
レーザー照射用ソフトウェアの保守 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54	令和5年4月3日	アンシス・ジャパン(株) 東京都新宿区西新宿6-10-1	6011101057245	本件を実施するためには、レーザー照射用ソフトウェア(ANSYS Mechanical Premium)(以下「本ソフトウェア」という。)の機能、性能及び保守に関する知識及び技術並びにライセンスに関する権利を有していることが必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項)	1,213,300	1,213,300	100.00%					
弾道シミュレータの保守等 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54	令和5年4月3日	ビジュアルテクノロジー(株) 東京都台東区柳橋2-1-10	701050129126	本件を実施するためには、弾道シミュレータのハードウェア設計に関する知識及び整備技術を有していることが必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項)	9,032,210	9,032,210	100.00%					

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令 の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国所 管、都 道府県 所管の 区分	応札・応 募者数	
車両用多種環境シミュレータの保守役務 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵 野辺2-9-54	令和5年4月3日	コンカレント日本 (株) 東京都台東区柳橋2- 19-6	6010501003924	本件を実施するためには、車両用多種環境シミュレータに使用されているハードウェアに関する知識及び保守技術を有していることが必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項)	14,897,256	14,897,256	100.00%					
将来水陸両用技術の性能確認試験のうち水際機動試験用模擬地形等の準備役務 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵 野辺2-9-54	令和5年4月11日	三菱重工交通・建設エンジニアリング(株) 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1	7020001122660	本契約は競争に付した結果、予定価格の制限に達した者がいないことにより再度入札を行ったが、落札者がいなかったため。(根拠法令：会計法第29条の3第5項、予決令第99の2)	70,000,000	69,850,000	99.79%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。